

◎木造住宅除却補助制度の申請手続き

都市計画課窓口にて事前相談の上、必要な書類を揃えて、①～④を順に手続きしてください。

■手続きに必要な書類（で困んだものについては都市計画課でお渡しいたします）

①【補助金交付申請書提出時に必要な書類（1部提出）】

- 補助金交付申請書（様式第2号）
- 補助金交付に係る誓約書（様式第2号（その2））
- 資産に関する誓約書
- 「登記事項証明書（全部事項）」、「固定資産評価証明書（建築年有）」、または「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書の写し」
- 除却工事の見積明細書（建築士又は施工業者の記名及び捺印のあるものに限る。）
- 耐震診断結果の分かる書類【誰でもできるわが家の耐震診断、または耐震診断報告書】
- 債権者登録兼口座振込申請書

○場合に応じて必要な書類

- 所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、除却工事に係る同意書
- 所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の除却工事に係る同意書
- 委任者がいる場合は委任状
- その他、町長が必要と認める書類

②【着手届提出時に必要な書類（1部提出）】

- 着手届（様式第4号）
- 除却工事工程表
- その他、町長が必要と認める書類

③【工事完了報告書提出時に必要な書類（1部提出）】

- 工事完了報告書（様式第12号）
- 除却工事写真（着手時から工事完了まで）
- 除却工事の費用に関わる領収書の写し
- 除却工事の費用に関わる明細書の写し
- その他、町長が必要と認める書類

④【補助金交付請求書提出時に必要な書類（1部提出）】

- 補助金交付請求書（様式第14号） （注意）申請者の押印が必要です。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

島本町長 様

島本町既存木造住宅耐震改修等補助金交付申請書

申請者 氏名
住所
電話番号

島本町既存木造住宅耐震改修等補助金の交付を受けたいので申請します。

建築物の概要	所在地（地番）	島本町
	構造・規模	木造 階建て m ²
	建築年月日	年 月 日頃
	建築確認番号	
	申請種別	<input type="checkbox"/> 耐震改修計画 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 除却工事
建築物の所有者	氏名	
	住所	

様式第2号（その2）

補助金交付に係る誓約書

年 月 日

島本町長 様

申請者 氏名 _____
(生年月日 年 月 日)

島本町既存木造住宅耐震改修等補助金の交付申請にあたり、私は、下記のとおり誓約します。

記

- 1 島本町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
なお、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、町が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出するとともに、町において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

(第8条関係)

年 月 日

島本町長 様

資産に関する誓約書

申請者 氏名
住所
電話番号

島本町既存木造住宅耐震改修等補助金の交付申請にあたり、要綱第4条第2号に抵触しないことを申告するため、施行細則第3条に基づき下記事項を誓約します。

記

- 1 私は、島本町既存木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第4条第2号に規定する資産について、1,000万円を超える額を保有していません。
- 2 万が一、本誓約書が事実と相違した場合は、島本町既存木造住宅耐震改修等補助金を全額返還いたします。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

島本町長 様

島本町既存木造住宅耐震改修工事等着手届

補助事業者氏名
住所

島本町既存木造住宅耐震改修等補助金に係る工事等について、次のとおり着手しますので届け出します。

記

工事等着手日 年 月 日から

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

島本町長 様

島本町既存木造住宅耐震改修工事等完了報告書

補助事業者氏名
住所

年 月 日付け、 第 号で交付決定を受けた次の
建築物について、工事等が完了しましたので届け出します。

1 建築物の所在地 島本町

2 工事等完了年月日 年 月 日

様式第14号（第15号関係）

年 月 日

島本町長 様

島本町既存木造住宅耐震改修等補助金交付請求書

補助事業者 氏 名
住 所

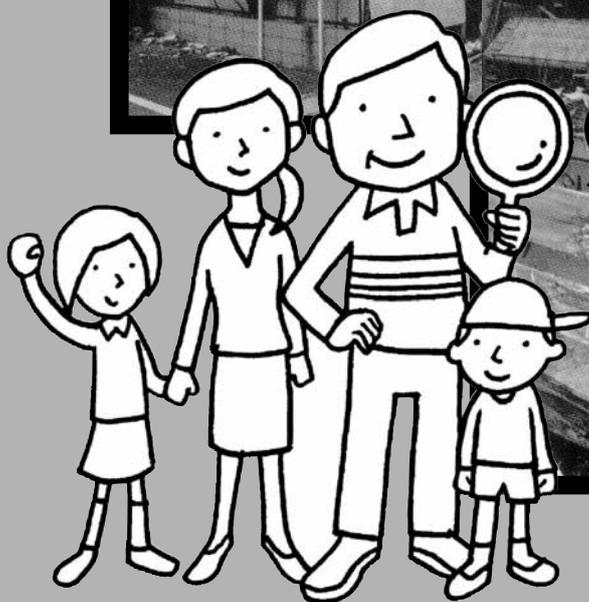
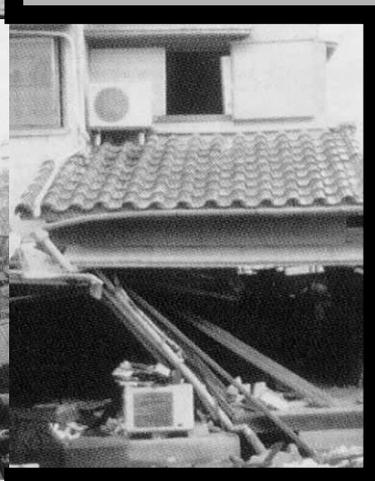
年 月 日付け 第 号で交付額を確定された標記補助金を次のとおり請求します。

請求額 金 _____ 円

建築物の所在地 島本町

確定通知番号及び日付 第 号、 年 月 日

誰でもできる わが家の耐震診断



自分で守ろう
大事なわが家

監修 国土交通省住宅局
編集 財団法人 日本建築防災協会

耐震診断問診表



問診

1

建てたのはいつ頃ですか？

評点

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

以前

1981年5月

1981年6月

以降

問診

2

いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

評点

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0

説明 ご自宅が長い風雪のなかで、床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇し、わずかな修復だけで耐えてきたとしたならば、外見では分からないダメージを蓄積している可能性があります。この場合専門家による詳しい調査が必要です。



問診

3

増築について

評点

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0

説明 一般的に新築してから15年以上経過すれば増築を行う事例が多いのが事実ですが、その増築時、既存部の適切な補修・改修、増築部との接合をきちんと行っているかどうかのポイントです。



問診

4

傷み具合や補修・改修について

評点

項目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり白蟻の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0

説明 お住いになっている経験から、建物全体を見渡して判断して下さい。屋根の棟・軒先が波打っている、柱や床が傾いている、建具の建付けが悪くなったら老朽化と判断します。また、土台をドライバー等の器具で突いてみて「ガサガサ」となっていれば腐ったり白蟻の被害にあっています。とくに建物の北側と風呂場廻りは念入りに調べましょう。白蟻は、梅雨時に羽蟻が集団で飛び立ったかどうか判断材料になります。



問診1～10にある該当項目の評点を、評点の□欄に記入して下さい。

(例えば、問診1の場合で自宅を新築したのが1985年でしたら、評点1となり、評点の□欄に1と書込みます)

問診
5

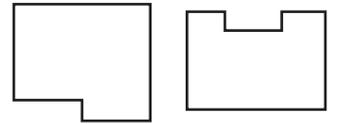
建物の平面はどのような形ですか？ (1階の平面形状に着目します)

評点
□

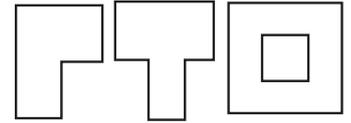
項目	評点
どちらかという長方形に近い平面	1
どちらかというLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

説明

整形な建物は欠点が少ない、地震に対して建物が強い形であることはよく知られています。反対に不整形な建物は地震に比較的弱い形です。そこでまず、ご自宅の1階平面形がだまかに見て、長方形もしくは長方形と見なせるか、L字型・コの字型等複雑な平面になっているかの選びとて下さい。現実の建物は凸凹が多く判断に迷うところですが ア) 約91cm (3尺) 以下の凸凹は無視しましょう。イ) 出窓・突出したバルコニー・柱付物干しバルコニーなどは無視します。



長方形に近い平面



複雑な平面

問診
6

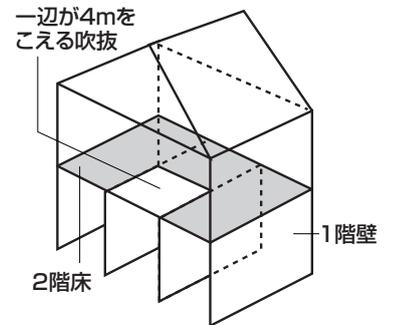
大きな吹き抜けがありますか？ (1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します)

評点
□

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

説明

外見は形の整っている建物でも大きな吹き抜けがあると、地震時に建物をゆがめる恐れがあります。ここでいう大きな吹き抜けとは一辺が4m (2間) をこえる吹き抜けをいいます。これより小さな吹き抜けはないものと扱います。



問診
7

1階と2階の壁面が一致しますか？

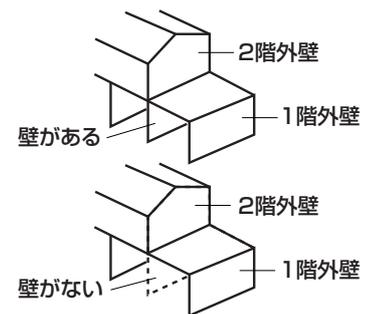
(ご自宅が桢組壁工法の木造(ツバイフォー工法)なら、この評点1とします。)

評点
□

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

説明

2階の壁面と1階の壁面が一致していれば、2階の地震力はスムーズに1階壁に流れます。2階壁面の直下に1階壁面がなければ、床を介して2階の地震力が1階壁に流れることとなり、床面に大きな負荷がかかります。大地震時には床から壊れる恐れがあります。ここでいう壁とは約91cm (3尺) 以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。



問診
8

壁の配置はバランスがとれていますか？

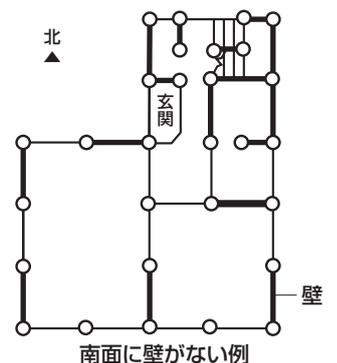
(1階部分の外壁に着目します)

評点
□

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0

説明

壁の配置が片寄っていると、同じ木造住宅の中でも壁の多い部分は揺れが小さく、壁の少ない部分は揺れが大きくなります。そして揺れの大きい部分から先に壊れていきます。ここでいう壁とは約91cm (3尺) 以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。



補強の方法については裏面を見てね!

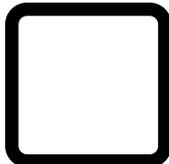


問診

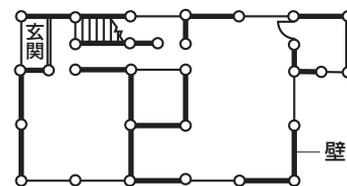
9

屋根葺材と壁の多さは?

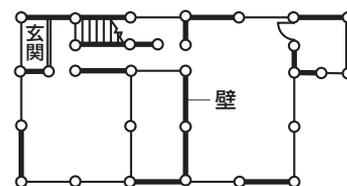
評点



項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。 または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0



1階に壁が多い例



1階に壁が少ない例
(縦方向の壁が少ない)

説明

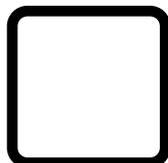
瓦は優れた屋根葺材のひとつです。しかし、やや重いため採用する建物ではそれに応じた耐力が必要です。耐力の大きさは概ね壁の多さに比例しますので、ご自宅は壁が多い方かどうか判断して下さい。

問診

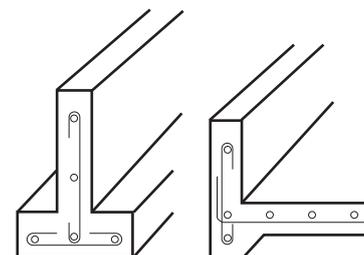
10

どのような基礎ですか?

評点



項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ぬの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0



鉄筋コンクリート布基礎の代表例

鉄筋コンクリートベタ基礎の代表例

説明

鉄筋コンクリートによる布基礎・ベタ基礎・杭基礎のような堅固な基礎は、その他の基礎と比べて同じ地盤に建っていても、また同じ地震に遭遇しても丈夫です。改めてご自宅の基礎の種類を見直して下さい。

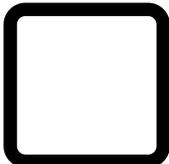
判定

問診1~10の評点を合計します

ご苦労さまでした



評点合計



合計は何点になりましたか?

評点の合計

10点

8~9点

7点以下

判定・今後の対策

ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう

専門家に診てもらいましょう

心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意

この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の影響については専門家におたずねください。



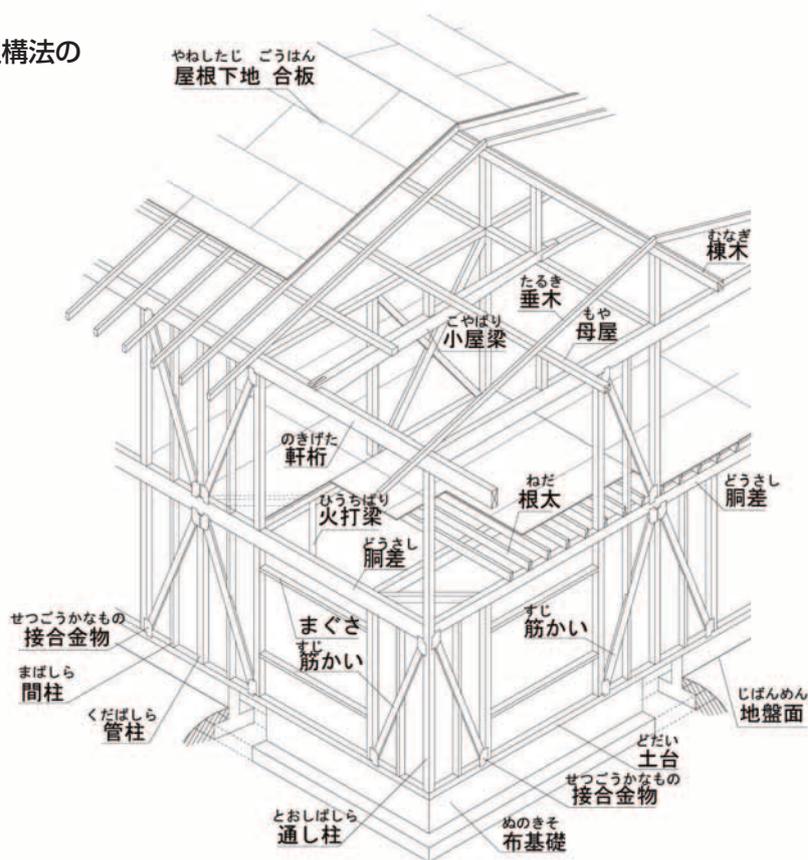
この診断の目的

この耐震診断は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めていただき、耐震性の向上を図るための耐震改修に向けて、より専門的な診断を行う際の参考にしていただくことを目的に作られました。お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどのようなところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようにできています。

対象住宅

この診断の対象としている住宅は、1～2階建ての一戸建て木造住宅（在来軸組構法、枠組壁工法〔ツーバイフォー工法〕）などで店舗・事務所等を併用する住宅を含みます。

■ 在来軸組構法の構造図



このリーフレットを配布される方々へのご留意とご注意

- ①この診断法は、木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、専門家が扱う耐震診断法だけでなく、国民が簡単に扱える診断法として開発されたもので、旧「わが家の耐震診断」よりもさらに簡略化し、一般の住宅の所有者、居住者向けに作成されたものです。住宅の所有者等が、自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断へ繋げられるように作成されています。この診断により居住者等が住宅をどのように評価しているのか知ることができるので、専門的な診断者は、住宅の所有者等が不安に思っている点・理解を深めたい点を把握し、解説してあげてください。
- ②このリーフレットは国土交通省住宅局の監修を得ています。評点の独自の増減、文章表現の変更など配布される方の任意な改変は堅く禁止いたします。

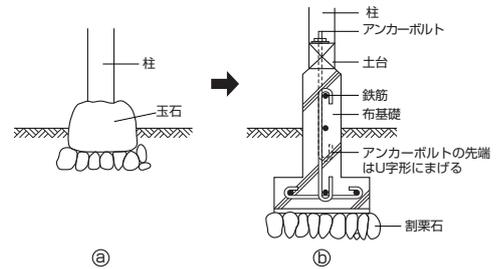
木造住宅の補強方法いろいろ

補強については次のような方法があります。専門家にご相談下さい。

基礎の補強

玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締めつけます。

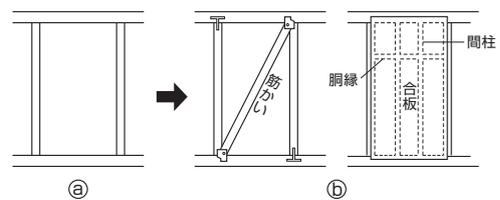
- a 玉石に束立てしただけの柱は、浮き上ったり踏みはずしたりして、建物が壊れることがあります。
- b 鉄筋コンクリート造の布基礎を作りアンカーボルトをつけて下さい。



壁の補強

筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やします。

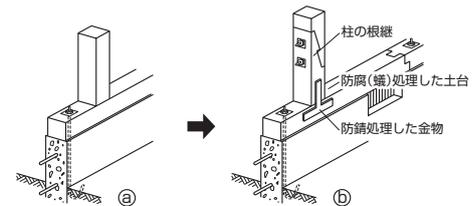
- a 柱、はりだけでは地震の力に抵抗できません。
- b 筋かいを入れるか、または、構造用合板(厚さ9mm以上)を柱、土台、はり・胴差、間柱・胴縁に十分にき打ちして下さい。



こうした補強をするときは以下の点も併せて行います。

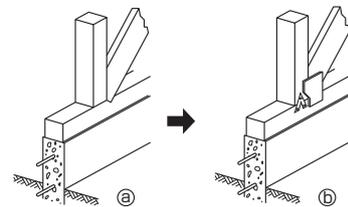
腐ったり、シロアリに食われた部材は取替えます。

- イ 特に、台所・浴室の近くや北側の土台まわりのように湿りがちのところは早く腐ります。
- 土台を取替え、柱は根継ぎして金物で補強して下さい。この場合、防腐(防蟻)措置を忘れてはなりません。



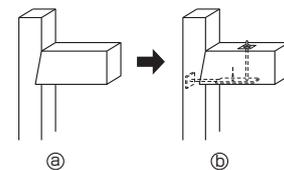
土台・柱・筋かいなどの接合は金物等を使って堅固にします。

- イ ほぞ差しや胴付け、またはくぎ止めだけの接合部は、抜けたり、はずれたりします。
- 柱と土台は金物等で結びつけて下さい。筋かいと柱(または土台、はり)は、十分にくぎまたは専用の金物で止めつけて下さい。



柱・はりの接合は金物等使って堅固にします。

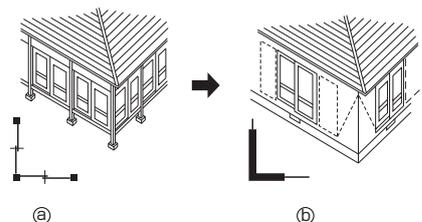
- イ ほぞ差しだけの柱、はりの仕口は、ほぞが折れたり、抜けたりして骨組がばらばらになりがちです。
- はりの下端を羽子板ボルトで引き止め、抜け落ちないようにして下さい。



壁の配置

壁の量を増やし、かつ、つりあいをよく配置します。

- a 開口部(ガラス戸など)が多いと地震に弱くなります。
- b 開口部を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を増やして下さい。隅部を壁にすると一層効果的となります。



専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け、疑問や不安を感じられている方、その他ご相談はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。
建築防災協会のホームページには、相談窓口一覧や助成制度など耐震や防災についていろいろな情報があります。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

【個人・個人事業者用】 債権者登録 兼 口座振込申請書

島本町長 様

年 月 日

申請者

屋号・団体名	フリガナ		印
氏名	フリガナ		印
店舗等住所	〒		
個人宅住所	〒		
電話番号	—	—	
FAX番号	—	—	

該当区分に○印

申請区分	・新規 (契約予定日 年 月 日)
	・変更 (事実発生日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 屋号・団体名変更 (旧名称) <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 振込先口座変更 <input type="checkbox"/> その他 ()

個人事業等の種類	・土地家屋調査士 ・建築士 ・不動産鑑定士
	・講演会の講師
	・臨時職員 ・行政委員、審査会委員等 (名称:)
	・任意団体 (※法人格を持たず、人格のない社団にも該当しない) ※人格のない社団に該当する場合は立証する書類を添付の上、法人用の申請書にご記入ください
	・その他 ()

島本町からの支払いは、下記口座に振り込んでください。なお、この申請書に基づき、振り込みがなされたときは、その金額にかかる債権が弁済されたものとします。

振込先	支払区分	銀行名	支店名	種別	口座番号	口座名義 (カナで記入)
口座	1. 通常払用			普通当座		
	2. ()			普通当座		

- ※ 請求書等において、上記と異なる口座を指定されても島本町からのお支払先は上記口座とします。
- ※ 振り込みが完了したことの通知はいたしません。
- ※ 申請内容に変更があった場合は、当申請書の再提出をお願いします。その際は、変更箇所だけでなく全ての項目を記入してください。

町担当課

課

相手方番号

5

会計課使用欄

決裁	会計管理者	課長	係員

相手方種別	
-------	--

運用開始日	
-------	--

【個人・個人事業者用】 債権者登録 兼 口座振込申請書

島本町長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

【記 入 例】

屋号・団体名	フリガナ _____ 印
氏名	フリガナ _____ 〇〇 タロウ 〇〇 太郎 印
店舗等住所	〒 _____ 押印をお願いします。
個人宅住所	〒 618-〇〇〇〇 大阪府三島郡島本町〇〇-〇〇-〇〇
電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
FAX番号	- -

該当区分に〇印

申請区分	・ 新規 (契約予定日 令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日)
	・ 変更 (事実発生日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 屋号・団体名変更 (旧名称 _____) <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 振込先口座変更 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

個人事業等の種類	・土地家屋調査士 ・建築士 ・不動産鑑定士
	・講演会の講師
	・会計年度任用職員 ・行政委員、審査会委員等 (名称: _____)
	・任意団体 (※法人格を持たず、人格のない社団にも該当しない) ※人格のない社団に該当する場合は立証する書類を添付の上、法人用の申請書にご記入ください
	・ その他 (〇〇〇〇補助金)

島本町からの支払いは、下記口座に振り込んでください。なお、この申請書に基づき、振り込みがなされたときは、その金額にかかる債権が弁済されたものとします。

振込先	支払区分	銀行名	支店名	種別	口座番号	口座名義 (カナで記入)
口座	1. 通常払用	〇〇銀行	〇〇	普通 当座	〇〇〇〇〇	〇〇 タロウ
	2. ()			普通 当座		

- ※ 請求書等において、上記と異なる口座を指定されても島本町からのお支払先は上記口座とします。
- ※ 振り込みが完了したことの通知はいたしません。
- ※ 申請内容に変更があった場合は、当申請書の再提出をお願いします。その際は、変更箇所だけでなく全ての項目を記入してください。

町担当課 _____ 課

相手方番号	5								
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

会計課使用欄

決裁	会計管理者	課長	係員

相手方種別	
-------	--

運用開始日	
-------	--